



# NPO 法人ひょうご消費者ネット・メルマガ

NO.8 2014.3.29.

## 「第10回 ひょうご消費者ネット シンポジウム」 開催報告

平成25年12月14日(土)午後1時30分から、兵庫県私学会館4階大ホールで、ひょうご消費者ネット主催のシンポジウム「知っていますか？ 団体訴権」を開催しました。兵庫県、神戸市、兵庫県弁護士会、兵庫県司法書士会、兵庫県生協連合会、コープこうべの後援を受け、サブテーマ「消費者団体訴訟制度と適格消費者団体の役割」について熱い議論が交わされました。ちょうど12月上旬に「集团的消費者被害回復のための特例法(消費者の財産的被害の集团的な回復のための民事の裁判手続きの特例に関する法律)」が衆議院に引き続き、参議院でも可決成立した直後でもあり、会場では約74名の参加者が熱心に聞き入っていました。



二之宮義人弁護士

基調講演では、消費者支援機構関西(KC's)常任理事の二之宮義人弁護士が「消費者や消費者団体にとって、長い間の悲願でもあった『集团的消費者被害回復』のための法律が成立した。これまで泣き寝入り状態だった少額被害についても、被害回復の道筋ができた。でも、あまりにも一般の消費者に知られていない。現在の適格消費者団体の活動でさえ、被害に遭った消費者以外には関心を持たれていないことを痛感している。あと3年間の準備期間中に、われわれが特定適格消費者団体の認定を受け、活動を進めるためには何が必要なのかを見極めるとともに、どうしたら広く認知度を高められるか、一層努力していくことが必要だ」と強調。

続いて、寸劇では「アド☆コン座」のメンバー7人がミニコントで、「結婚式場契約」や「中古自動車購入契約」、「半額セールという不当広告表示」の3つのケースを取り上げ、消費者団体訴訟制度の必要性を分かりやすく解説。



「アド☆コン座」の寸劇

パネルディスカッションでは、ひょうご消費者ネット検討委員の上田孝治弁護士をコーディネーターに、パネリストには二之宮弁護士、中日新聞社編集委員の白井康彦さん、野洲市市民生活



パネルディスカッション

相談課専門員の生水(しょうず)裕美さんが加わり、討論しました。白井さんからは「マスコミの立場からは、新しい法律に基づく訴訟など具体的な動きがあれば記事にでき、そのことによって世間に広く知らせることができるのですが」、生水さんからは「行政に集まる被害情報と、法的な専門性などを備えた適格消費者団体が手を携えることで、ずいぶん消費者被害の回復が前進すると思う」といったように、マスコミや行政の立場から、それぞれ期待の声などが述べられました。

消費者や消費者団体が長年待ち望んでいた、消費者被害回復のための新たな法律が成立した直後であり、今後の認知度向上や、これからの準備期間ともなる3年後の「特定適格消費者団体」の認定に向けた課題や決意などを確かめ合うタイムリーなシンポジウムとなりました。

## 「2013年度ひょうご消費者セミナー」開催報告

平成26年3月3日（月）午前10時から兵庫県民会館11階パルテホールに於いて、消費者支援機構関西（KC's）、ひょうご消費者ネット、兵庫県生活協同組合連合会、生活協同組合コープこうべの4団体共催の「2013年度ひょうご消費者セミナー～落語で学ぶ「だまされないコツ」～」を開催しました。

まず、適格消費者団体からの報告として、消費者支援機構関西（KC's）の浅田奈津子司法書士から、12月に衆参両議会で可決成立した「集団的消費者被害救済制度」の解説と今後の課題についてお話いただきました。

つづいて、ひょうご消費者ネットの亀井尚也弁護士から、適格消費者団体の活動を、申し入れ活動や差し止め訴訟などの事例を挙げて説明していただきました。

落語家の林家染二さんには第1部で講演を、第2部では落語を上演していただきましたが、講演「知ってビックリ！知って安心！愉快的悪質商法撃退講座」ではスーツ姿で登壇。幅広い知識とユーモアあふれる語り口で、悪質商法に引かない方法などを楽しく語っていただきました。

休憩をはさんだ第2部では、和服に着替え高座に上がっての本格的な落語で、古典的な人情話の中に悪質商法に引かかる滑稽な話が挿入され、笑いのうちに消費者問題を考えさせられる落語会となりました。

染二師匠は上方落語会で初めて、文化庁芸術祭演芸部門優秀賞を2度受賞された正統派の落語家ですが、消費者問題にも詳しく、楽しい創作落語で100名のご参加の皆様も楽しく消費者問題を学んでいただけたことと思います。



亀井尚也弁護士



林家染二さん



### お知らせ

ひょうご消費者ネットは昨年11月に「消費者団体訴訟制度」のリーフレットを作成しました。

6月の総会案内の時に同封させていただきますので  
ご一読くださいますようお願い申し上げます。

特定非営利活動法人  
ひょうご消費者ネット